令和８年１１月１３日
宮城県水産林政部水産業振興課

固定式刺し網漁業及びかじき等流し網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和２年宮城県規則第 103 号）第４条第１項第４号に掲げる固定式刺し網漁業及び第９号に掲げるかじき等流し網漁業につき、宮城県漁業調整規則第 11 条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

１　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

（１）固定式刺し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	別記	１月１日から12月31日まで	定めなし	20トン未満	３６５	県内に住所を有する者

※別記

宮城県石巻市金華山頂上を通る緯線以南の宮城県沖合海面及び金華山頂上を通る緯線以北の石巻湾に限る。ただし共同漁業権区域を除く。

（２）かじき等流し網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かじき等流し網漁業	別記	１月１日から12月31日まで	定めなし	５トン以上	8	北海道に住所を有する者
					1	千葉県に住所を有する者
					1	長崎県に住所を有する者

※別記

宮城県沖合海面。ただし、10 トン以上の動力漁船により操業する場合は、北緯 38 度 11 秒（世界測地系により表示。以下同じ。）以北は東経 142 度 59 分 47 秒以東及び、北緯 38 度 11 秒以南は東経 141 度 59 分 47 秒以東を除く。

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和８年１１月１３日から令和８年１２月１４日まで